

自己啓発等休業取扱要領の制定について

平成20年3月28日  
例規（警）第24号  
警察本部長

〔沿革〕 平成20年11月例規（警）第68号 平成21年8月例規（警）第34号

各部長・参事官・所属長

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年千葉県条例第71号）の制定に伴い、見出しの要領を別添のとおり制定し、平成20年4月1日から実施することとしたので、職員に周知するとともに、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

自己啓発等休業取扱要領

1 趣旨

この要領は、職員に自らの請求に基づく大学等課程の履修及び国際貢献活動の機会を提供することにより、治安情勢に的確に対応できるよう職員の能力開発を促進するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5及び職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年千葉県条例第71号）に定められた自己啓発等休業の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 対象職員

自己啓発等休業の対象となる職員は、次のいずれかに該当する職員を除く全職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を含む。）とする。

- (1) 任期を定めて任用される職員（臨時的任用職員等）
- (2) 非常勤職員
- (3) 職員としての在職期間が2年未満である職員

3 対象とする教育施設

対象とする教育施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 学校教育法第108条に規定する短期大学
- (4) 前記(1)から(3)に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (5) 学校教育法第124条に規定する専修学校であって、同法第125条に規定する専門課程を置くもの（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

4 対象とする国際貢献活動

対象とする国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 国際貢献活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものであって、前(1)の奉仕活動に準ずるものとして人事委員会の承認を得て別に定める奉仕活動

5 承認要件

自己啓発等休業は、次のいずれにも該当する場合に承認することができるものとする。

- (1) 公務の運営に支障がないと認められること。
- (2) 職員の公務に関する能力の向上に資すると認められること。
- (3) 勤務成績が良好であること。
- (4) 職務復帰後5年以上の在職期間が見込まれ、かつ、職務復帰後に継続して勤務する意思が

あること。

(5) 再度の休業の場合にあつては、前回の休業から5年以上の在職期間があること。

## 6 承認期間及び承認回数

(1) 大学等課程の履修のための休業の承認期間は、原則として2年を限度とする。ただし、学校教育法第97条に規定する大学院の課程又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であつて、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合は3年を限度とする。

(2) 国際貢献活動のための休業の承認期間は、3年を限度とする。

(3) 休業の期間の延長は、前記(1)及び(2)に定める期間を超えない範囲内において、原則として一回に限り申請することができるものとする。

(4) 自己啓発等休業の承認は、休業期間の長短にかかわらず、原則として在職中2回を限度とする。

## 7 申請及び承認

(1) 自己啓発等休業の承認を受けようとする職員は、自己啓発等休業承認申請書(別記第1号様式。以下「承認申請書」という。)に、大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間が確認できる書類並びに職務復帰後5年以上継続して勤務する意思があることを確認するための確認書(別記第2号様式)を添付し、原則として自己啓発等休業を始めようとする日の1か月前までに、所属長に提出すること。

(2) 所属長は、職員から承認申請書の提出を受けたときは、前記5に掲げる事項のいずれにも該当することを確認した上、速やかに副申書(別記第3号様式)により警務部警務課長(以下「警務課長」という。)を経由して本部長に副申するものとする。

(3) 本部長は、副申のあった申請について適当と認められるときは、当該職員の自己啓発等休業を承認するものとする。

(4) 大学等課程の履修のための休業を承認された職員は、自己啓発等休業開始後速やかに在学証明書、カリキュラム予定表を所属長に提出すること。

(5) 所属長は、提出された書類の内容について確認し、警務課長を経由して本部長に送付すること。

## 8 報告等

(1) 自己啓発等休業をしている職員(以下「自己啓発等休業職員」という。)は、本部長から求められた場合のほか、次に掲げる区分に応じ、その承認を受けた自己啓発等休業中における履修、活動及び生活の状況について、所属長に報告しなければならない。

ア 大学等課程の履修にあつては一の学期に1回

イ 国際貢献活動の場合にあつては半年に1回

(2) 自己啓発等休業職員は、次に掲げる事由に該当する場合には、履修・活動状況変更届(別記第4号様式)を所属長に提出しなければならない。

ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

イ 在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

ウ 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

(3) 所属長は、前記(1)の報告を受けたときは書面により警務課長を経由して本部長に報告し、前(2)の届出を受けたときは、提出された書類の内容を確認の上、副申書(別記第5号様式)により警務課長を経由して本部長に副申するものとする。

## 9 承認の取消し等

(1) 自己啓発等休業職員は、あらかじめ承認を受けていた期間が満了する場合は、自己啓発等休業満了届(別記第6号様式)により所属長に届け出なければならない。

(2) 自己啓発等休業職員が次のいずれかに該当するときには、自己啓発等休業の承認は取り消すものとする。

ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたとき。

イ 正当な理由なく、在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席しているとき又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないとき。

ウ 在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じているとき。

(3) 自己啓発等休業職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、自己啓発等休業の承認はその効力を失う。

(4) 本部長は、前記(1)から(3)の事由に該当し、当該職員の自己啓発等休業が満了、取消し又は失効した場合は、復職の発令を行うものとする。

#### 10 給与の取扱い

(1) 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 自己啓発等休業期間中は原則として昇給の対象とせず、復職時調整の対象とする。復職時調整に当たっては、自己啓発等休業期間が、職員としての職務に特に有用であると認められる場合にあっては100分の100以下、それ以外の場合にあっては100分の50以下の換算率でそれぞれ換算した期間を勤務したものとみなす。

(3) 前(2)に規定する職員としての職務に特に有用であると認められる場合は、原則として(5)に定める人事委員会の承認があった場合とする。

(4) 退職手当の算定においては、自己啓発等休業の期間の全期間(公務の能率的な運営に特に資すると認められることその他の職員の自己啓発等休業に関する規則第4条に定める要件に該当する場合にあっては、その2分の1の期間)を在職期間から除算する。

(5) 本部長は、自己啓発等休業の内容が前(4)に定める公務の能率的な運営に特に資するものであると見込まれる場合には、休業の期間の開始前(休業の期間の延長の場合にあっては延長された期間の開始前)に人事委員会の承認を得るものとし、承認を得た場合には、速やかに所属長及び職員にその結果を通知するものとする。

#### 11 運用上の留意事項

(1) 自己啓発等休業承認申請書には、大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間並びに内容に関する照会先が確認できる書類を添付すること。

(2) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間が確認できる書類とは、合格通知の写し、教育施設が発行する入学証明書等をいう。

#### 12 勤務整理簿及び休暇等整理簿の整理

(1) 自己啓発等休業中の勤務整理簿の整理は、千葉県警察の処務に関する訓令(昭和60年本部訓令第5号。以下「処務訓令」という。)の規定にかかわらず、当分の間は、自己啓発等休業中の日付欄に「横線」を引き、その上部に「自己啓発」と表示することにより行うこと。

(2) 自己啓発等休業中の休暇等整理簿への記載方法は、欠勤欄に自己啓発等休業の期間及び日数を記入し、日数の右側に「自己啓発」と表示すること。

以下様式省略